

ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準の一部を改正する  
訓令

ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準(平成18年ニセコ町訓令  
第47号)の一部を次のように改正する。

第5項中「ニセコ町環境審議会」を「ニセコ町都市計画審議会」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。